

議案第 4 9 号

指定管理者の指定の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により，
次のとおり指定管理者の指定を変更することについて，市議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

三次市長 福 岡 誠 志

指定管理者の指定について（令和２年１２月１８日議決）の表中

「

寺戸定住促進住宅	広島県広島市西区己斐本町二丁目１９番３号 広島県ビルメンテナンス協同組合 理事長 澤田 英治	令和３年４月１日から令和９年３月３１日まで
寺戸第二定住促進住宅	広島県広島市西区己斐本町二丁目１９番３号 広島県ビルメンテナンス協同組合 理事長 澤田 英治	令和３年４月１日から令和９年３月３１日まで
吉舎定住促進住宅	広島県広島市西区己斐本町二丁目１９番３号 広島県ビルメンテナンス協同組合 理事長 澤田 英治	令和３年４月１日から令和９年３月３１日まで
三良坂定住促進住宅	広島県広島市西区己斐本町二丁目１９番３号 広島県ビルメンテナンス協同組合 理事長 澤田 英治	令和３年４月１日から令和９年３月３１日まで

」を

「

寺戸定住促進住宅	広島県広島市西区己斐本町二丁目１９番３号 広島県ビルメンテナンス協同組合 理事長 澤田 英治	令和３年４月１日から三次市定住促進住宅管理条例を廃止する条例（令和７年三次市条例第 号）の施行の日の前日まで
寺戸第二定住促進住宅	広島県広島市西区己斐本町二丁目１９番３号 広島県ビルメンテナンス協同組合 理事長 澤田 英治	令和３年４月１日から三次市定住促進住宅管理条例を廃止する条例（令和７年三次市条例第 号）の施行の日の前日まで
吉舎定住促進住宅	広島県広島市西区己斐本町二丁目１９番３号 広島県ビルメンテナンス協同組合 理事長 澤田 英治	令和３年４月１日から三次市定住促進住宅管理条例を廃止する条例（令和７年三次市条例第 号）の施行の日の前日まで
三良坂定住促進住宅	広島県広島市西区己斐本町二丁目１９番３号 広島県ビルメンテナンス協同組合 理事長 澤田 英治	令和３年４月１日から三次市定住促進住宅管理条例を廃止する条例（令和７年三次市条例第 号）の施行の日の前日まで

」に

改める。